

参考：熊本市手話言語条例（抜粋）

（施策の推進）

第7条 市は、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話通訳士等の確保及び養成に関する施策
- (3) 聴覚障害児及びその保護者等への支援に関する施策
- (4) 手話を使用した情報発信に関する施策
- (5) 聴覚障害の特性に応じた支援に関する施策
- (6) 災害時における支援に関する施策

2 **市長は、前項の施策を実施するために必要な具体的な方針を定めなければならない。**

3 市長は、前項の具体的な方針の策定に当たっては、ろう者、手話通訳士等その他の関係者の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の施策の実施状況を検証し、必要に応じて第2項の具体的な方針の見直しを行うものとする。前項の規定は、この場合について準用する。